

第4章 訴訟当事者

第一節 当事者概説

一 当事者の概念

中国民事訴訟理論の伝統的見解によれば、当事者とは、自己の名をもって訴訟を行い、法院の裁判の拘束を受け、事件と直接利害関係を有する者をいう。訴え提起時に事件との直接の利害関係を要するということは、訴えに対し実質的審査を行ってから受理する¹⁾という訴訟観を反映するものである。また、このように当事者概念を狭く解すれば、民事上の法律関係の実現、救済の幅も狭めることになる。

これを修正し、より広く捉える見解は、当事者とは、自己の名をもって訴訟を行い、民事上の權益を保護するために、民事訴訟手続の発生、変更または消滅を生じさせることができる者であるとする。当事者概念は、自己の民事上の權益保護のために訴訟を行う者のみならず、他人の民事上の權益を保護するために訴訟を行う者も包含し、争いある民事上の権利に対し管理処分権を有する者は、事件と直接利害関係を有さなくても当事者として訴え、訴えられることができるとする²⁾。他人の権利に対し管理処分権を行使する者が当事者となり、他人の訴権と訴訟上の権利を担う訴訟担当を認めることになる。

いずれにせよ、両見解ともに当事者概念を実体法上の法律関係と結びつけて考える。当事者概念は、当事者適格、また、本案の問題とは区別されていない。しかし、訴えまたは訴えられる者が民事上の権利・法律関係の主体であるかどうか

1) 中国の受理審査は形式的審査にとどまらない内容を有してきた（小嶋明美「中国民事訴訟の手続構造と訴訟運営の規律（1）」創価法学42巻1・2合併号（2012年）95頁参照）。

2) たとえば、趙剛・占善剛・劉学在『民事訴訟法〔第3版〕』（武汉大学出版社・2015年）93・95頁では、この見解が採られている。

は審理によって明らかになるものであって、不明のまま当事者たる地位は認められ、審理は進められる。それゆえ、近年、中国でも以下のように形式的当事者概念（手続的当事者概念）を採る見解が有力である。

当事者とは、民事訴訟において、自己の名で、訴え、訴えられる者をいい、訴える者を原告、訴えられる者を被告という。当事者は、1) 自己の名をもって訴え、訴えられ、訴訟活動を行う。訴訟上の権利義務の担当者である。2) 法院に私権またはその他の民事上の権益の確定を求める者とその相手方である。3) 訴状に原告または被告と明記されている者は、民事上の権利または法律関係の主体であるかどうか、訴訟物に対し訴訟追行権を有するかどうかを問わず、当事者である。

形式的当事者概念の下では、訴え提起時に法院が実体審査を行うことはない。

民事訴訟においては、原告と被告、二当事者が対立する手続構造が採られている。民事訴訟は、原告と被告の間の民事上の権利義務関係の争いを解決するためにあり、原告と被告の存在が訴訟の発生、継続の前提条件である。よって、訴訟の進行中に原告または被告を欠くことになれば、訴訟継続の必要はなくなり終結する。なお、一つの訴訟の中で三方が相対立する三面訴訟も認められている。

二 当事者の確定

特定の訴訟について、原告、被告が不明確であるなら、裁判所は訴訟手続を進めることはできない。管轄、回避、訴訟の同一性、訴訟能力の有無等、手続上の問題も当事者を基準に考えられる。何人が当事者であるのかは訴訟の始めから、通常は原告の訴え提起時に確定されていなければならない。

では、何を基準として当事者を確定するのか。当事者確定の基準は、当事者概念の捉え方によって異なってくる。実体的当事者概念によれば、実体法または当事者適格を基準とすることになり、形式的当事者概念によれば、訴状および答弁書の当事者の記載を基準として確定することになる³⁾。

以下の場合には、特別な扱いがなされる。原告が名義を捏造して訴えを提起した場合には、その捏造された名義の当事者が存在しないときは、訴えは主体を欠き

3) 江伟・肖建国主編『民事诉讼法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015年）109頁参照。日本では形式的当事者概念が採られていてもこの点については議論がある。趙ほか・前掲注2）95頁では、意思説、表示説、行動説等の学説があることを紹介のうえ、表示説を例に挙げて説明されている。

不適法となり、法院は不受理の裁定⁴⁾をしなければならない。原告が他人の名義を冒用して訴訟を提起し、その他人は存在するが、争いの主体ではない場合には、法院は当事者適格を欠くとして不受理の裁定をする⁵⁾。

なお、他人の名義を冒用して訴訟を提起し、また、訴訟に参加した者に対しては、情状の軽重に基づき過料、勾留を科し、犯罪が成立する場合には、刑事責任を追及する（中国民訴111条、民訴解釈189条1項）。

三 当事者能力

当事者能力とは、訴訟権利能力ともいい、民事訴訟の当事者となるために具備しなければならない資格をいう。当事者能力は、抽象的に民事訴訟上の権利を有し、義務を負うことができる資格であり、私権の紛争主体が訴えの提起、応訴およびその他の訴訟行為を行うのに必要な前提条件である。

民事権利能力を有する者は当事者能力を有する。なぜなら、民事上の権利主体がその權益を侵害されまたはその權益につき紛争が生じたときに、裁判の保護を受ける資格を有しないとすれば、民事上の権利主体としての意義は失われるからである。しかし、民事権利能力は民法上の概念であり、当事者能力は民事訴訟法上の概念であり、両者は異なった法律により規律され、その基礎も目的も異なることから、その範囲は完全に一致するわけではない。例外的に、民事権利能力がなくても当事者能力を有し、反対に、民事権利能力はあっても当事者能力はない場合もある。

当事者能力を有するのは、自然人、法人およびその他の組織である（中国民訴48条1項、263条）。

1 自然人

自然人の民事権利能力は出生に始まり、死亡により終わる（民法通則9条）。よって、自然人の当事者能力も出生に始まり、死亡時に終わると解される。

出生前の胎児については、民事実体法が胎児の権利能力を認めていれば当事者能力も有することになるが、胎児の民事権利能力について定めた規定は民事実体法にはなく、民事訴訟法にもその当事者能力の規定はない。司法解釈および実務

4) この場合、江・肖主編・前掲注3)は、受理後の想定と思われるが不適法却下とする。

5) 趙ほか・前掲注2)95頁参照。